

(参考) 用地補償総合技術業務共通仕様書 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>第1条 略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 一から十五まで 略</p> <p>十六 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書類をいう。</p> <p>十七 略</p> <p>十八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面(その内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>十九から三十一まで 略</p> <p>第3条から第8条まで 略 (再委託)</p> <p>第9条 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 一及び二</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 受注者は、本業務を再委託に付する場合、書面(その内容を記録した電磁的記録を除く。この項に限る。)により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い本業務を実施しなければならない。 なお、協力者は、岐阜県の建設工事等入札参加資格者である場合は、岐阜県の指名停止期間中であってはならない。</p> <p>第10条から第21条まで 略 (成果物)</p> <p>第22条 受注者は、業務が完了したときは、次の各号に定める成果物を提出しなければならない。 一及び二 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 提出する成果物は、次の各号に定める書類とする。 一 略</p>	<p>第1条 略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 一から十五まで 略</p> <p>十六 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>十七 略</p> <p>十八 「指示」とは、監督員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>十九から三十一まで 略</p> <p>第3条から第8条まで 略 (再委託)</p> <p>第9条 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 一及び二</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 受注者は、本業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い本業務を実施しなければならない。 なお、協力者は、岐阜県の建設工事等入札参加資格者である場合は、岐阜県の指名停止期間中であってはならない。</p> <p>第10条から第21条まで 略 (成果物)</p> <p>第22条 受注者は、業務が完了したときは、次の各号に定める成果物を提出しなければならない。 一及び二 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 提出する成果物は、次の各号に定める書類とする。 一 略</p>

<p>二 <u>用地補償総合技術業務報告書（様式第5号）</u></p> <p>三から十まで 略</p> <p>第23条から第42条まで 略 （その他の業務）</p> <p>第43条 受注者は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容並びに代替地取得に必要な情報その他移転に伴い必要となる情報について、権利者から情報提供の求めがあった場合には、関係機関に確認し、発注者及び権利者に情報提供するものとする。</p> <p>2 受注者は、本業務の遂行において、業務の実施の状況、権利者からの意見・要望等及び当該事業計画地の現況等について、<u>必要に応じて適時（懸念が生じたときは速やかに）、用地補償総合技術業務報告書（様式第5号）</u>を作成し、提出するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>二 <u>用地補償総合技術業務日報（様式第5号の1）もしくは用地補償総合技術業務週報（様式第5号の2）</u></p> <p>三から十まで 略</p> <p>第23条から第42条まで 略 （その他の業務）</p> <p>第43条 受注者は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容並びに代替地取得に必要な情報その他移転に伴い必要となる情報について、権利者から情報提供の求めがあった場合には、関係機関に確認し、発注者及び権利者に情報提供するものとする。</p> <p>2 受注者は、本業務の遂行において、業務の実施の状況、権利者からの意見・要望等及び当該事業計画地の現況等について、<u>用地補償総合技術業務日報（様式第5号の1）もしくは用地補償総合技術業務週報（様式第5号の2）</u>を作成し、提出するものとする。</p> <p>3 略</p>
<p>様式第1-1号「用地補償総合技術業務協議書」 様式第1-2号「用地補償総合技術業務協議書」 様式第2号「貸与品引渡通知書」 様式第3号「貸与品受領書」 様式第4号「貸与品返納書」 ※上記各様式中「<u>㊟</u>」の記載を【削除】</p>	<p>様式第1-1号「用地補償総合技術業務協議書」 様式第1-2号「用地補償総合技術業務協議書」 様式第2号「貸与品引渡通知書」 様式第3号「貸与品受領書」 様式第4号「貸与品返納書」 ※上記各様式中「<u>㊟</u>」の記載</p>

様式第5号

用地補償総合技術業務報告書

期 日	年 月 日
業 務 の 名 称	
業 務 の 対 象 箇 所	
業 務 及 び そ の 内 容	

様式中の下段 略

様式第5号の1

用地補償総合技術業務日報

期 日	年 月 日
業 務 の 名 称	
業 務 の 対 象 箇 所	
業 務 及 び そ の 内 容	

様式中の下段 略

【削除】

様式第5の2

用地補償総合技術業務週報				
業務の名称				
施行期間	自 _____ 年 月 日			
	至 _____ 年 月 日			
年 月 日 (曜日)	業務内容			その他必要な事項
年 月 日 (日)				
年 月 日 (月)				
年 月 日 (火)				
年 月 日 (水)				
年 月 日 (木)				
年 月 日 (金)				
年 月 日 (土)				
主任監督員	一般監督員	管理技術者	担当技術者	業務従事者

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第6号 略

様式第6号 略

様式第7号「用地交渉記録」  
様式第8号「移転履行状況等確認報告書」  
※上記各様式中「印」の記載を【削除】

様式第9号 略

様式第7号「用地交渉記録」  
様式第8号「移転履行状況等確認報告書」  
※上記各様式中「印」の記載

様式第9号 略